令和7年度障害者就労施設等からの物品等の調達の 推進を図るための方針

独立行政法人統計センター

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。)第6条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針(平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和7年度における独立行政法人統計センター(以下「統計センター」という。)の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定めたので、同条第3項の規定に基づき、公表する。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等(法第2条第4項に規定する障害者就労施設等をいう。 以下同じ。)からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達につい ては、 調達件数又は調達金額のどちらかの合計が前年度実績を上回ること を目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するととも に、次のとおり取り組む。

(1)調達方針の適用範囲

調達方針は、統計センター内全ての部署を対象とする。

なお、調達を担当する総務部財務課調達係(以下「調達係」という。) は、「別紙1」物品・役務及び障害者就労施設等の分類を参考に、障害者 就労施設等からの物品等の調達を推進する。

(2) 随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性 の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、統計センター契約事務取扱要 領を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施 設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等、障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

(3) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

障害者就労施設等からの物品等の調達を推進するため、統計センター内に推進本部を設置する。

推進体制は「別紙2」のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達係が設定した 目標の管理を行うとともに、調達の現状を分析し、実績の向上を図るため に有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、調達係に対し改善策を指示 する。

(4) その他

調達の実績については、法第7条第1項に基づき、事業年度終了後に公 表する。

【物品・役務】

種別	品	目 目	具 体 例
物	1	事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	2	食料品・飲料品	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、
			コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	3	小物雑貨	衣服、身の回り品・装身具、食器類、絵画
品	4	その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、
			器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記
			以外の物品
	1	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、
			封筒などの印刷
	2	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
役	3	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管
			理など
	4	情報処理・テープ起	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、
		こし	テープ起こし など
務	5	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	6	その他のサービ	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物
		ス・役務	折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダ
			一)、資源回収・分別 など

【障害者就労施設等の分類】

障害者福祉サービス事業所等	就労継続支援A・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業	
		等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知	
		識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所	
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業	
		等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及	
		び能力の向上のために必要な支援を行う事業所	
	生活介護	障害所総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を	
		必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行う	
		とともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所	
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支	
		援施設(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うも	
		のに限る。)	
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活	
		動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業	
		所	
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社	
		会における作業活動の場として同法第18条第3項の規	
		定により必要な費用の助成を受けている施設	
共同	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所	
		にあっせん・仲介する業務を行う	
一受注窓			
窓口			
	性	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や	
在宅・就業障害者等	特例子会社		
		割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認	
	壬	定を受けた会社	
	重度障害者多数雇用事業	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れる	
	所	か継続して雇用している事業主	
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら	
		行う障害者	
1	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体	

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進体制

推進本部

本部長: 理事長

副本部長: 経営審議役

本 部 員: 総務部長

統計編成部長

情報システム部長

情報技術・提供部長

総務部経営企画課長

総務部財務課長

総務部財務課調達係

※ その他、推進本部が必要と認めたときは、上記以外の関係者を参画させる ことができる。